

八幡神社墓苑 浅舞の杜

八幡様のご加護を受けて
永遠に安らぐ奥津城どころ^{おくつき}



〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字蔀沼125
TEL0182-(24)-1606 浅舞八幡神社

当神社の墓地について(令和5年現在)

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 名称 | 八幡神社墓苑 浅舞の杜 |
| 所在地 | 横手市平鹿町浅舞字蔭沼127-3 横手市平鹿町浅舞字蔭沼128-1 |
| 永代使用料 | 20万円(間口2m×奥行2m) |
| 管理費 | 年額500円 |
| 経営主体 | 宗教法人 浅舞八幡神社 |

*1㎡あたりの使用料:50,000円

墓苑の特徴について

1,両家墓を建立することが可能。例えば、墓石に複数の家名を彫って使用することができるということです。これにより使用者の経済的負担を軽減、無縁化を防ぐことにつながります。但し、墓地の使用者が全て同じ宗教宗派に限ります。

2,宗教宗派が神道と仏教の方のみ使用できます。

3,墓所の使用权を得ても、寺院の檀家のように当神社の信徒となる必要はありません。

4,墓地永代管理の責任上、当神社が指定する業者(指定石材店)以外に墓石の施工を認めていません。

指定石材店について

当神社では、墓地の管理上「指定石材店制度」というものを設けています。田舎では殆ど耳にしません、都市部の霊園(特に民営墓地)の多くがこの制度を導入しています。

この制度は、霊園内における墓石の購入と建立工事を経営者(神社)が決めている石材店でしか行えないというものです。墓地の利用者が複数相見積もりをし、自由に石材店を決めることができないこの制度が不合理だという批判は一定数ありますが、墓地管理の永続性を保つために欠くことができません。その理由を以下に述べます。

墓地管理において経営者が負っているリスクに無縁化と墓石の放置という問題があります。墓地の利用者は永代使用料を納め、神社から土地を借りてお墓を建てます。長い年月の末、お墓を守る人(祭祀承継者)がいなくなると管理費が滞納となります。本来、墓地を使わなくなったら、墓石を解体撤去、更地に戻して神社に返還する義務があります(民法の原状回復義務)。とはいえ、最悪の場合、お墓が放置され、利用者と連絡がとれなくなった場合、その墓地(土地)は半永久的に再利用できなくなります。土地を売ったに等しい状況になってしまうのです。

神社側で墓石の解体撤去をするにしても、高額な費用(お墓の規模によるが、区画面積4㎡のお墓で平均して20万以上)がかかるため、現実的には無理であり、無縁墓について、毎回そのような対応をしていけば、経営困難に陥ります。公営墓地と異なり、民営墓地は「税金」を投じて対応することが一切できません。

予め永代使用料に無縁化した場合の墓石解体撤去費用を上乗せする案もありました。その場合、使用料20万+解体撤去費用 \div 20万=40万円以上となるのですが、あまりにも高額な負担を最初から利用者に強いることになり、現実的では無いと役員会で判断しました。

そこで考え出されたのが以下のような制度でした。

【神社墓苑では特定の石材店(指定石材店)にしか墓石の施工を認めない(墓地使用契約約款2条5項に定める)ものとするが、専属で墓石の施工を請け負い優遇されている指定石材店は、神社から依頼があった場合、無償で無縁化してしまったお墓の撤去や改葬に応じなければならない】

当神社の指定石材店は浅舞大野石材店(横手市平鹿町中吉田字備前谷地5)となっています。

尚、墓地使用者を保護するため、神社と石材店の間で下記のような**【指定石材店の契約に関する解除規定】**を設けています。これにより安心して墓石を建立していただけます。

(第6条2項)

石材店が墓地使用者に対して横手市の墓石施工相場と比較して著しく高額な見積もりや請求をする等して神社側に度々苦情があった場合、神社は本契約を解除できる。

(第6条3項)

石材店の墓石施工について墓地使用者から神社側に度々苦情があった場合、神社は本契約を解除できる。

契約上必要となるものについて

- 1,永代使用料20万円
- 2,管理費5,000円(10年分)
- 3,墓所使用者の実印&印鑑証明書